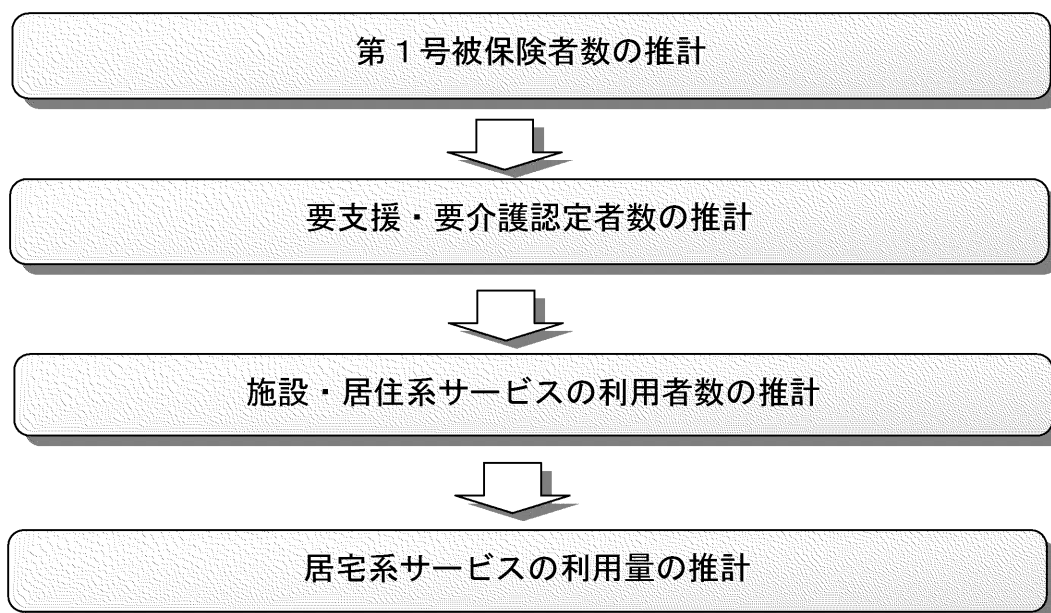


第6章 介護サービス量及び事業費の推計

介護サービス量及び事業費の推計は、市町村のこれまでの要支援・要介護認定者の出現率や介護サービスの利用状況、市民のニーズ等を基に、次の手順で見込みました。

1 介護サービス量及び事業費の推計

(1) 介護サービス量の推計の手順



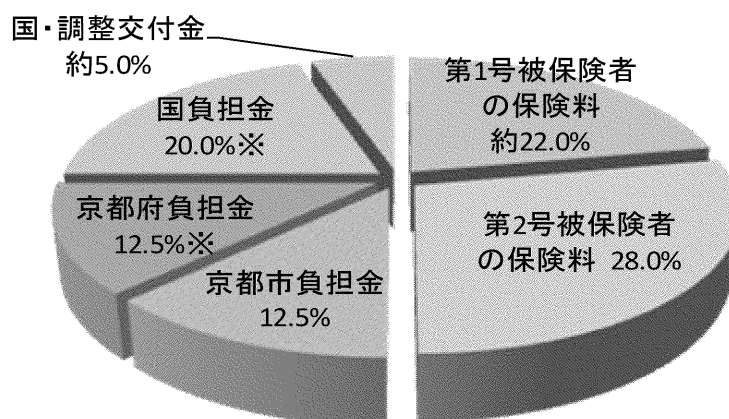
（２）事業費の推計の手順

介護サービス量に，サービスごとの１回（１日，１人）当たりの給付費を乗じて，各年度の保険給付費を算出します。

これに，財政安定化基金への拠出金及び借入れに係る償還金や，国民健康保険団体連合会への審査支払手数料を加算します。

なお，基本的に保険給付費のうち２２％が第１号被保険者の負担となりますが，第１号被保険者の所得分布や７５歳以上の後期高齢者の割合によって，国からの調整交付金が変わることから，第１号被保険者の保険料の負担割合は市町村ごとに変動します。

【保険給付費の負担割合】



※ 施設サービスに係る保険給付費の負担割合は，国負担金１５％，京都府負担金１７．５％となる。

2 介護サービス量の推計

(1) 第1号被保険者数の推計

平成29年度までの各年度、平成32年度及び37年度における第1号被保険者数について、住民基本台帳及び外国人登録（平成24年度から住民基本台帳において管理）の推移から推計を行いました。

その結果、第1号被保険者数は、平成29年度には386,697人、平成37年度には377,946人となる見込みです。

■ 第1号被保険者数の推計

	27年度	28年度	29年度	32年度	37年度
第1号被保険者数	378,911 人	384,091 人	386,697 人	386,894 人	377,946 人
65～74歳	199,649 人	198,024 人	194,057 人	184,363 人	146,958 人
75歳以上	179,262 人	186,067 人	192,640 人	202,531 人	230,988 人
75歳以上比率	47.3%	48.4%	49.8%	52.3%	61.1%

※ 第1号被保険者数は住民基本台帳人口等から推計するため、第3章1の高齢者人口の推計値（56～57ページ）と一致しない

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

平成29年度までの各年度、平成32年度及び37年度における要支援・要介護認定者数について、第5期プラン計画期間中（平成24年度～26年度）の出現率の動向をもとに、111ページの表のとおり推計しました。

推計に当たっては、「要支援・要介護度（7区分）」、「5歳ごとの年齢区分（6区分）」、「性別（2区分）」の84グループに分け、第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合（出現率）の傾向を踏まえるなど、年度ごとの要介護度別・年齢階層別・性別の認定者数といった詳細な推計を行っています。

その結果、要支援・要介護認定者数は、平成29年度には90,096人、平成37年度には107,951人となる見込みです。

また、第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合である出現率は、平成29年度には22.93%、平成37年度には28.16%となる見込みです。

■ 要支援・要介護認定者数及び出現率の推計

(人)

	27 年度	28 年度	29 年度	32 年度	37 年度
第1号被保険者数	378,911	384,091	386,697	386,894	377,946
認定者数	81,456	85,605	90,096	99,429	107,951
要支援1	10,617	11,347	12,123	13,427	14,318
要支援2	12,914	13,804	14,774	16,582	17,922
要介護1	12,948	13,608	14,335	15,756	16,847
要介護2	16,677	17,482	18,345	20,241	22,133
要介護3	11,910	12,578	13,304	14,961	16,429
要介護4	9,037	9,284	9,561	10,333	11,315
要介護5	7,353	7,502	7,654	8,129	8,987
うち、 第1号被保険者数	80,018	84,210	88,672	97,933	106,415
出現率(%)	21.12	21.92	22.93	25.31	28.16

※ 第1号被保険者数は住民基本台帳人口等から推計するため、第3章1の高齢者人口の推計値（56～57ページ）と一致しない

(3) 施設・居住系サービスの利用者数の推計及び整備等目標数の設定

平成29年度までの各年度における施設・居住系の各サービスの利用者数について、112ページの表のとおり推計を行いました。

推計に当たっては、第5期プランまでの推計方法の基本的な考え方を踏襲（※）しつつ、今後の認知症高齢者の更なる増加や、すこやかアンケート等の調査結果等を考慮しました。

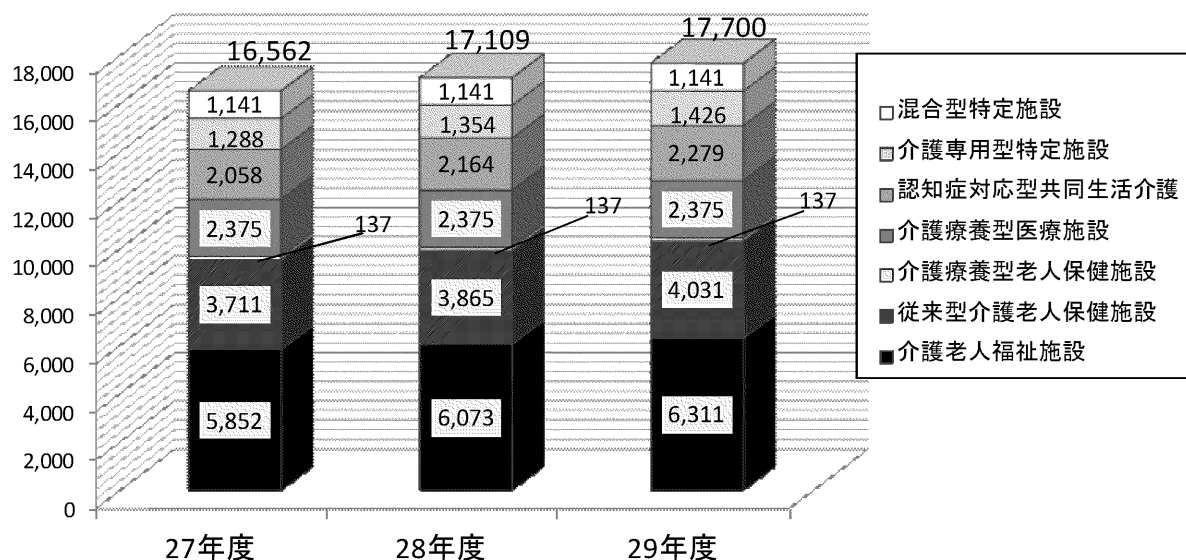
この結果、施設・居住系サービスの利用者数は、平成29年度には17,700人（第1号被保険者数の約4.58%相当）となる見込みです。

※ 施設・居住系サービスにおいて想定される利用者の要介護度（例えば、介護老人福祉施設の場合、要介護3～5）の認定者数に対する割合が、第5期プランと概ね同水準になるように推計

■ 施設・居住系サービスの利用者数の推計

(人)

	サービス種別	27年度	28年度	29年度
施設サービス	① 介護老人福祉施設 (うち地域密着型介護老人福祉施設)	5,852 (650)	6,073 (729)	6,311 (817)
	② 介護老人保健施設 (うち介護老人保健施設(従来型)) (うち介護療養型老人保健施設)	3,848 (3,711) (137)	4,002 (3,865) (137)	4,168 (4,031) (137)
	③ 介護療養型医療施設	2,375	2,375	2,375
	小 計 (① ~ ③)	12,075	12,450	12,854
居住系サービス	④ 認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	2,058	2,164	2,279
	⑤ 特定施設入居者生活介護 (介護専用型特定施設) (うち地域密着型介護専用型特定施設)	1,288 (322)	1,354 (364)	1,426 (399)
	⑥ 特定施設入居者生活介護 (混合型特定施設)	1,141	1,141	1,141
	小 計 (④ ~ ⑥)	4,487	4,659	4,846
合 計		16,562	17,109	17,700
第 1 号 被 保 険 者 数 に 占 め る 割 合		4.37%	4.45%	4.58%



整備等目標数については、サービス種別ごとに、他都市の施設・事業所を利用される本市の被保険者数や、本市施設・事業所を利用される他都市の被保険者数等を勘案し、112ページにおいて推計を行った利用者が利用可能となるよう、必要量を見込んで設定しています。

■ 介護保険施設の整備等目標数 (人分)

	27年度	28年度	29年度
①介護老人福祉施設	5,783	5,964	6,105
(うち地域密着型介護老人福祉施設)	(650)	(766)	(824)
②介護老人保健施設	4,292	4,426	4,426
(うち介護老人保健施設(従来型))	(4,133)	(4,267)	(4,267)
(うち介護療養型老人保健施設)	(159)	(159)	(159)
③介護療養型医療施設	2,702	2,702	2,702

※ 介護療養型医療施設及び介護療養型老人保健施設の整備数については、介護療養型医療施設の転換が進むことにより、上記の整備等目標数を上回る(下回る)可能性がある。

■ 居住系サービス事業所の整備等目標数 (人分)

	27年度	28年度	29年度
④認知症高齢者グループホーム	2,065	2,191	2,299
⑤介護専用型特定施設	1,336	1,514	1,572
(うち地域密着型介護専用型特定施設)	(325)	(383)	(441)
⑥混合型特定施設	1,581	1,581	1,581

(4) 居宅系サービスの利用量の推計

居宅系サービスの利用対象者数は、要支援・要介護認定者数から、施設サービス利用者数及び居住系サービス利用者数を差し引いた数値としています。

■ 居宅系サービス利用対象者数の見込み (人)

	27年度	28年度	29年度
①要支援・要介護認定者数	81,456	85,605	90,096
②施設サービス利用者数	12,075	12,450	12,854
③居住系サービス利用者数	4,487	4,659	4,846
④居宅系サービス利用対象者数 【①－(②＋③)】	64,894	68,496	72,396

各居宅系サービスの利用量について、基本的には、平成27年度以降の各サービスの利用割合（推計）を実績から算出し、それらを利用対象者数に乗じて、115ページの表のとおり推計しました。

■ 各居宅系サービスの利用量（推計）

※ 1 年間の利用量

			27年度	28年度	29年度
介護給付	居宅サービス	訪問介護	3,047,288 回	3,093,796 回	3,147,862 回
		訪問入浴介護	58,056 回	58,651 回	59,442 回
		訪問看護	418,901 回	450,630 回	485,144 回
		訪問リハビリテーション	334,975 回	386,893 回	444,188 回
		居宅療養管理指導	99,720 人	110,940 人	123,084 人
		通所介護	1,680,995 回	1,166,000 回	1,285,496 回
		通所リハビリテーション	487,808 回	511,604 回	537,157 回
		短期入所生活介護	342,814 日	378,041 日	418,542 日
		短期入所療養介護	71,040 日	71,206 日	73,229 日
		福祉用具貸与	264,576 人	286,836 人	311,136 人
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	9,120 人	13,032 人	16,944 人
		夜間対応型訪問介護	10,776 人	12,132 人	13,608 人
		認知症対応型通所介護	69,895 回	70,862 回	71,274 回
		小規模多機能型居宅介護	16,056 人	18,696 人	21,336 人
		看護小規模多機能型居宅介護	1,128 人	1,572 人	2,028 人
		地域密着型通所介護	—	684,793 回	754,974 回
	特定福祉用具販売		6,048 人	6,228 人	6,420 人
	住宅改修		5,112 人	5,292 人	5,472 人
	居宅介護支援		398,520 人	425,184 人	454,224 人
予防給付	介護予防サービス	介護予防訪問介護	82,980 人	82,980 人	41,004 人
		介護予防訪問入浴介護	24 回	24 回	24 回
		介護予防訪問看護	22,181 回	25,232 回	28,913 回
		介護予防訪問リハビリテーション	21,760 回	24,086 回	26,438 回
		介護予防居宅療養管理指導	4,508 人	4,804 人	5,123 人
		介護予防通所介護	67,244 人	78,794 人	45,837 人
		介護予防通所リハビリテーション	10,693 人	11,391 人	12,142 人
		介護予防短期入所生活介護	3,641 日	4,026 日	4,452 日
		介護予防短期入所療養介護	187 日	260 日	489 日
		介護予防福祉用具貸与	58,324 人	63,816 人	69,839 人
	地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	230 回	318 回	446 回
		介護予防小規模多機能型居宅介護	745 人	980 人	1,224 人
	特定介護予防福祉用具販売		2,292 人	2,340 人	2,388 人
	介護予防住宅改修		3,084 人	3,168 人	3,240 人
	介護予防支援		164,292 人	175,872 人	143,184 人

注 1：平成 29 年 4 月からの実施を予定している新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴い、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、平成 29 年度中に予防給付から地域支援事業に移行

注 2：従来の「複合型サービス」が「看護小規模多機能型居宅介護」に改称

注 3：小規模な通所介護事業所（利用定員 18 人以下）については、平成 28 年度から地域密着型サービスに移行

3 保険給付費等の事業費の推計

(1) 保険給付費の見込み

各年度の保険給付費については、施設サービス、居宅サービス、地域密着型サービス及びその他のサービス（居宅介護支援等）について、1回（1日、1人）当たりの給付費を各サービスの利用量見込みに乗じて算定します。

各サービスの1回（1日、1人）当たりの給付費は、これまでの実績を考慮して算出し、平成27年4月の介護報酬の改定を踏まえて見込んでいます。

① 施設サービスの給付費の見込み

(千円)

	27年度	28年度	29年度
介護老人福祉施設	15,853,903	16,241,479	16,697,359
介護老人保健施設	12,397,350	12,823,508	13,356,425
介護療養型医療施設	10,258,672	10,258,672	10,258,672
計	38,509,925	39,323,659	40,312,456

② 居宅サービスの給付費の見込み

■ 介護給付

(千円)

	27年度	28年度	29年度
訪問介護	9,239,685	9,328,648	9,494,157
訪問入浴介護	704,494	707,671	717,435
訪問看護	2,719,717	2,904,992	3,123,459
訪問リハビリテーション	971,319	1,114,603	1,278,929
居宅療養管理指導	1,083,392	1,198,607	1,330,219
通所介護（※）	13,473,822	9,279,715	10,219,121
通所リハビリテーション	4,385,791	4,579,926	4,815,506
短期入所生活介護	2,981,595	3,252,529	3,592,530
短期入所療養介護	762,164	763,945	781,150
特定施設入居者生活介護	4,357,195	4,383,895	4,462,864
福祉用具貸与	3,876,331	4,165,798	4,496,912
計	44,555,505	41,680,329	44,312,282

※ 小規模な通所介護事業所（利用定員18人以下）については、平成28年度から地域密着型サービスに移行

■ 予防給付

(千円)

	27年度	28年度	29年度
訪問介護 (※)	1,419,168	1,440,827	707,368
訪問入浴介護	916	916	916
訪問看護	118,099	132,461	150,832
訪問リハビリテーション	64,011	70,336	77,084
居宅療養管理指導	42,265	44,763	47,717
通所介護 (※)	2,308,604	2,658,900	1,560,132
通所リハビリテーション	443,730	470,303	501,839
短期入所生活介護	26,132	28,745	31,804
短期入所療養介護	1,429	1,931	2,248
特定施設入居者生活介護	166,614	178,231	192,773
福祉用具貸与	337,774	367,694	401,975
計	4,928,742	5,395,107	3,674,688

※ 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、平成29年度中に予防給付から地域支援事業に移行

③ 地域密着型サービスの給付費の見込み

■ 介護給付

(千円)

	27年度	28年度	29年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	798,688	1,134,778	1,475,354
夜間対応型訪問介護	355,371	397,464	445,003
認知症対応型通所介護	836,299	841,345	844,521
小規模多機能型居宅介護	3,025,467	3,510,106	4,010,010
認知症対応型共同生活介護	6,258,079	6,558,480	6,912,651
地域密着型特定施設入居者生活介護	676,928	760,362	833,259
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,875,926	2,098,085	2,351,352
看護小規模多機能型居宅介護	311,947	430,176	556,115
地域密着型通所介護	—	5,449,991	6,001,707
計	14,138,705	21,180,787	23,429,972

■ 予防給付

(千円)

	27年度	28年度	29年度
認知症対応型通所介護	1,710	2,310	3,262
小規模多機能型居宅介護	30,092	35,438	41,071
認知症対応型共同生活介護	5,902	5,902	5,902
計	37,704	43,650	50,235

④ その他のサービスの給付費の見込み

■ 介護給付

(千円)

	27年度	28年度	29年度
居宅介護支援	5,902,832	6,285,121	6,714,046
特定福祉用具販売	177,129	181,581	186,989
住宅改修	355,706	366,169	378,984
計	6,435,667	6,832,871	7,280,019

■ 予防給付

(千円)

	27年度	28年度	29年度
介護予防支援	740,137	790,796	643,776
特定福祉用具販売	55,086	55,877	56,798
住宅改修	259,638	265,111	271,390
計	1,054,861	1,111,784	971,964

⑤ 保険給付費の見込み

(百万円)

		2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	合 計
施設サービス費		38, 510	39, 323	40, 313	118, 146
居 宅 サ ー ビ ス 費	介護給付	44, 555	41, 681	44, 312	130, 548
	予防給付	4, 929	5, 395	3, 675	13, 999
地域密着型 サービス費	介護給付	14, 138	21, 181	23, 430	58, 749
	予防給付	38	44	50	132
その他のサ ービス費	介護給付	6, 435	6, 833	7, 280	20, 548
	予防給付	1, 055	1, 112	972	3, 139
高額介護サービス費等		7, 071	7, 020	7, 245	21, 336
審査支払手数料		128	136	144	408
合 計		116, 859	122, 725	127, 421	367, 005

⑥ 保険給付費の財源内訳

(百万円)

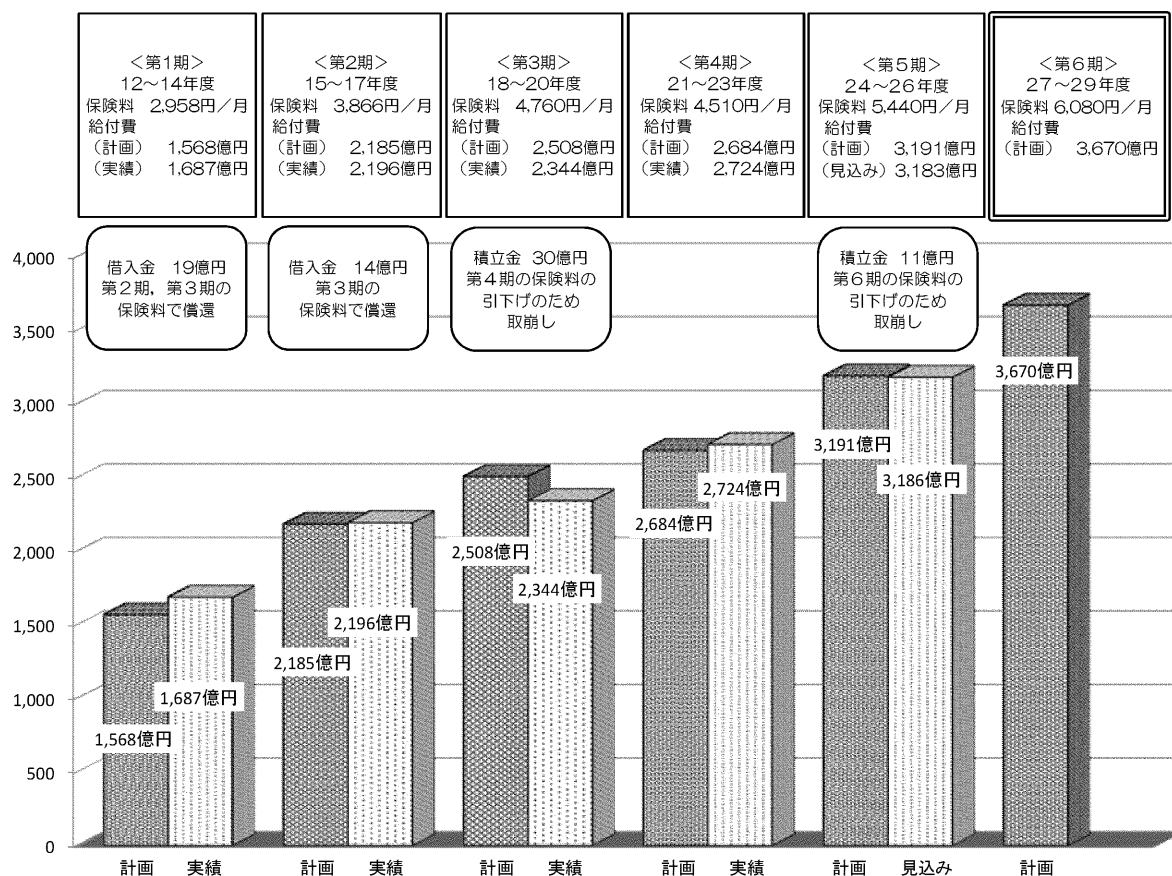
	27年度	28年度	29年度	合 計
第1号保険料	24,352	25,380	24,358	74,090
第2号保険料	32,721	34,363	35,678	102,762
京都市負担金	14,607	15,340	15,928	45,875
京都府負担金	16,937	17,705	18,350	52,992
国負担金	27,528	29,213	30,618	87,359
その他繰入金	714	724	2,489	3,927
合 計	116,859	122,725	127,421	367,005

※ その他繰入金は、低所得者保険料軽減繰入金及び介護給付費準備基金繰入金

(2) 京都府介護保険財政安定化基金への拠出

財政安定化基金の財源は、国・都道府県・市町村が3分の1ずつ拠出することとなっています。市町村分は第1号被保険者の保険料を財源として拠出することとなりますが、第6期計画期間においては、京都府介護保険財政安定化基金に基金事業の運営に必要な額が積み立てられているため、拠出する必要はありません。

■ 保険料及び保険給付費の推移



4 地域支援事業の量の見込み及び事業規模等

(1) 地域支援事業による介護予防事業の対象者数及び参加者数の見込み

要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者（二次予防事業対象者）を対象として、通所や訪問による「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」等の介護予防事業（二次予防事業）を実施するに当たり、事業の対象者数及び参加者数を見込みました。

このほか、全高齢者を対象とした地域支援事業として、介護予防に関する知識の普及啓発等を実施します。

なお、介護予防事業は、平成29年4月からの実施を予定している「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」（新しい総合事業）に再編していくこととしています。

(人)

	27年度	28年度	29年度
第1号被保険者数	378,911	384,091	386,697
介護予防事業(二次予防事業)の対象者数	35,997	36,489	新しい総合事業 に移行
介護予防事業(二次予防事業)の参加者数	2,520	2,737	

① 対象者数

介護予防事業（二次予防事業）の対象者数は、第5期プラン計画期間中の実績を考慮し、第1号被保険者数の9.5%と設定しました。

② 参加者数

介護予防事業（二次予防事業）の参加者数は、第5期プラン計画期間中の実績を考慮したうえで、事業の段階的な達成という観点から、平成27年度は対象者数の7.0%とし、平成28年度は対象者数の7.5%と設定しました。

(2) 地域支援事業の規模及び財源構成

交付金対象となる地域支援事業費の上限

第5期プラン計画期間においては、国の交付金の対象となる地域支援事業の事業規模について、政令で上限が定められていました。

第6期プラン計画期間においては、介護予防訪問介護等を新しい総合事業に移行した後においても、新しい総合事業移行分をまかなえるよう地域支援事業費の上限を見直しつつ、事業の効果的な実施の観点から、引き続き上限が設定されます。

新しい総合事業に移行するまでの介護予防事業及び地域支援事業全体の上限額は、第5期プラン計画期間と同様に、各市町村が介護保険事業計画において定める各年度の保険給付費見込額に、下表の率を乗じた額となっています。

介護予防事業	2. 0%以内
地域支援事業 全体(※)	3. 0%以内

※ 在宅医療・介護連携推進、認知症施策推進、生活支援体制整備などの事業を除く

また、包括的支援事業・任意事業については、新しい総合事業への移行時期に関わらず、平成27年度から、次の区分で上限管理を行います。

包括的支援事業・任意事業の上限額（平成27年度以降）

平成26年度の上限額（介護給付費見込額の2%）に各市町村の「65歳以上高齢者数の伸び率」を乗じた額を基本とする。

新しい総合事業に移行後は、各市町村が、上述の包括的支援事業・任意事業の区分に加え、次の区分で上限管理を行います。なお、地域支援事業全体の上限は設定されません。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業の上限額

【①各市町村の事業開始前年度の[予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援）＋介護予防事業]の総額】×【②各市町村の75歳以上高齢者の伸び】－事業開始年度の予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援）の総額

注1 第6期プラン計画期間においては、費用の伸びが②を上回った場合に、事業開始年度の前年度の費用額に10%を乗じた額の範囲内で、翌年度以降は①をその実績額に置き換える。

注2 上記の原則の上限に加えて、予防給付全体で上限管理する下記の計算式も選択可能（この場合も注1は適用可）

【①各市町村の事業開始前年度の[予防給付全体＋介護予防事業]の総額】×【②各市町村の75歳以上高齢者の伸び】－事業開始年度の予防給付の総額

事業費の見込み

本市では、121ページの上限額を踏まえつつ、地域支援事業に係る事業費を見込みました。

平成27年度から28年度までの介護予防事業に係る事業費は約25億5,600万円、平成29年度から開始する新しい介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業費は約40億2,100万円、包括的支援事業・任意事業に係る事業費は約65億9,800万円で、地域支援事業全体では約131億7,500万円となります。

■ 地域支援事業に係る事業費の見込み (百万円)

	27年度	28年度	29年度	合計
介護予防事業	1,169	1,387	—	2,556
新しい介護予防・日常生活支援総合事業	—	—	4,021	4,021
包括的支援事業・任意事業	1,930	2,290	2,378	6,598
地域支援事業 全体	3,099	3,677	6,399	13,175

財源構成

財源構成については、介護予防事業（平成29年度以降は新しい総合事業）は介護給付費と同じ構成ですが、包括的支援事業及び任意事業については公費（国，都道府県，市町村）と第1号被保険者の保険料で構成されます。

■ 地域支援事業費の負担割合 (%)

	国	都道府県	市町村	第1号保険料	第2号保険料
平成27年度～28年度 介護予防事業	25.0	12.5	12.5	22.0	28.0
平成29年度以降 新しい介護予防・日常生活支援総合事業	※				
包括的支援事業・任意事業	39.0	19.5	19.5	22.0	—

※ 新しい総合事業における国負担割合25%のうちの5%部分については、給付の調整交付金と同様の仕組みで支給される。

■ 地域支援事業費の財源内訳

(百万円)

	27年度	28年度	29年度	合 計
第1号保険料	682	809	1,371	2,862
第2号保険料	328	388	1,126	1,842
京都市負担金	522	620	966	2,108
京都府負担金	522	620	966	2,108
国負担金	1,045	1,240	1,970	4,255
合 計	3,099	3,677	6,399	13,175

【参考１】第１号被保険者の保険料

（１）保険料基準額の算出

保険料基準額（月額）は、次の方法により算出します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{保険給付費} \times \text{約} 22\%^{※1} \\ + \text{地域支援事業費} \times 22\% \\ + \text{京都府介護保険財政安定化基金拠出金}^{※2} \\ - \text{介護給付費準備基金（積立金）からの取崩額} \end{array} \right) \div \begin{array}{l} \text{保険料の負担} \\ \text{割合で補正した} \div 12 \text{月} \\ \text{年度ごとの被保} \\ \text{険者数の合計}^{※3} \end{array}$$

※１ 第１号被保険者の保険料負担は、基本的に保険給付費の２２％となりますが、第１号被保険者の所得分布や７５歳以上の後期高齢者の割合によって国の調整交付金が異なることから、第１号被保険者の負担割合は、市町村ごとに異なります。

※２ 第６期は、京都府介護保険財政安定化基金への拠出金は０円

※３ （各所得段階区分の第１号被保険者数×第６期における保険料率）の合計から得た人数

なお、介護保険制度は、国が定めた全国一律の制度であり、市町村（保険者）の裁量は少なく、第１号保険料分の歳入を一般財源により補填することなども認められていません。

（２）介護給付費準備基金（積立金）からの取崩し

第５期事業運営期間に積み立てた介護給付費準備基金（積立金）を取り崩し、第６期の保険料に充当することにより、第１号被保険者の保険料を引き下げます。

（３）所得段階区分の見直し

国が標準段階（国が示す所得段階区分のモデル）の改正を行うことに伴い、以下の見直しを行います。

- ① 第１段階と第２段階を統合し、第１段階とします。
- ② 第３段階及び第４段階の軽減段階を標準段階化し、それぞれ第２段階、第４段階とします。

（４）低所得者の負担抑制

第２段階（第５期における第３段階の軽減段階）の保険料率については、第５期において国が設定する０．７５を０．６８としていた軽減を、第６期においても継続し、低所得者に配慮した保険料率設定とします。

また、保険料の本市独自減額制度も継続します。

以上の結果、第6期計画期間の保険料基準額（月額）は、6,080円となります。また、所得段階区分別の保険料は、126ページの表のとおりとなります。

（5）公費投入による低所得者の保険料軽減強化

国が、消費税率引上げによる財源確保を前提として、給付費の5割の公費とは別枠で、公費（国1/2，都道府県1/4，市町村1/4）を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みを設定します。

ただし、消費税率の10%への引上げが平成29年4月に延期されたことに伴い、公費投入による保険料軽減は、平成27年4月から、まずは特に所得の低い方を対象に部分的に実施され、平成29年4月から、市民税非課税世帯全体を対象として、完全実施予定となっています。

本市においては、平成27年度及び平成28年度の第1段階の保険料率を、0.5から0.45に軽減します。平成29年度の保険料軽減強化の完全実施については、国において内容が確定され次第、改めて見直しを行います。

<第6期保険料(平成27～29年度)> ※網掛けは第5期からの変更点

段階	対象者の所得金額等			保険料率 (基準額×料率)	保険料 (年額)	保険料 (月額)
第1段階	・本人が生活保護を受給している場合 ・本人が老齢福祉年金を受給し、本人及びすべての世帯員が市民税非課税である場合			0.45	32,832円	2,736円
第2段階	本人及びすべての世帯員が市民税非課税	本人の前年のと合計所得金額と前年中の課税年金収入額の合計額	80万円以下	0.68	49,612円	4,134円
第3段階			80万円超 120万円以下	0.75	54,720円	4,560円
第4段階			120万円超	0.9	65,664円	5,472円
第5段階	本人…市民税非課税 世帯員…市民税課税		80万円以下	0.9	65,664円	5,472円
第5段階			80万円超	基準額	72,960円	6,080円
第6段階	本人…市民税課税	本人の前年の合計所得金額	125万円以下	1.1	80,256円	6,688円
第7段階			125万円超 190万円未満	1.35	98,496円	8,208円
第8段階			190万円以上 400万円未満	1.6	116,736円	9,728円
第9段階			400万円以上 700万円未満	1.85	134,976円	11,248円
第10段階			700万円以上 1,000万円未満	2.1	153,216円	12,768円
第11段階			1,000万円以上	2.35	171,456円	14,288円

※公費投入による保険料軽減強化については、平成27、28年度実施分のみ記載しています。

<第5期保険料(平成24～26年度)>

段階	対象者の所得金額等			保険料率 (基準額×料率)	保険料 (年額)	保険料 (月額)
第1段階	・本人が生活保護を受給している場合 ・本人が老齢福祉年金を受給し、本人及びすべての世帯員が市民税非課税である場合			0.5	32,640円	2,720円
第2段階			80万円以下	0.5	32,640円	2,720円
第3段階	本人及びすべての世帯員が市民税非課税	本人の前年のと合計所得金額と前年中の課税年金収入額の合計額	80万円超 120万円以下	0.68	44,390円	3,699円
第3段階			120万円超	0.75	48,960円	4,080円
第4段階	本人…市民税非課税 世帯員…市民税課税	本人の前年のと合計所得金額と前年中の課税年金収入額の合計額	80万円以下	0.9	58,752円	4,896円
第4段階			80万円超	基準額	65,280円	5,440円
第5段階	本人…市民税課税	本人の前年の合計所得金額	125万円以下	1.1	71,808円	5,984円
第6段階			125万円超 190万円未満	1.35	88,128円	7,344円
第7段階			190万円以上 400万円未満	1.6	104,448円	8,704円
第8段階			400万円以上 700万円未満	1.85	120,768円	10,064円
第9段階			700万円以上 1,000万円未満	2.1	137,088円	11,424円
第10段階			1,000万円以上	2.35	153,408円	12,784円

【参考 2】平成 37（2025）年の本市の介護保険財政

本市においては、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37（2025）年までに、京都市版地域包括ケアシステムを構築させることを目標に取り組んでいます。

要支援・要介護認定者数は今後も増加を続け、平成 37（2025）年度には、第 1 号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合である出現率は、28.16% まで上昇する見込みとなっています。

要支援・要介護認定者数の増加に伴い、サービスの利用も増え、平成 37（2025）年度の保険給付費・地域支援事業費は、平成 26 年度見込額の 1,150 億円の約 1.4 倍である 1,660 億円程度となる見込みです。

これに伴い、平成 37（2025）年度の保険料基準額は、約 8,700 円となる見込みです。

	平成 26 年度	⇒	平成 29 年度	⇒	平成 37(2025)年度
第 1 号被保険者数	371,515 人		386,697 人		<u>377,946 人</u>
要支援・要介護認定者数	77,719 人		90,096 人		<u>107,951 人</u>
うち、第 1 号被保険者数	76,266 人		88,672 人		<u>106,415 人</u>
出現率	20.53%		22.93%		<u>28.16%</u>
保険給付費・地域支援事業費 (平成 26 年度は見込み)	1,150 億円		1,338 億円		<u>1,660 億円程度</u>
保険料基準額(月額)	5,440 円		6,080 円		<u>約 8,700 円</u>

※ 第 1 号被保険者数、認定者数及び出現率は再掲（平成 26 年度は 10 月 1 日現在の実績値）

上記は自然推計で見込んでいますが、本市では、健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の取組の推進や、平成 29 年 4 月からの実施を予定している「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」における生活支援サービス等の充実など、総合的に取り組むことにより、元気な高齢者が増加し、要支援・要介護認定者数の伸びが抑えられ、その結果として、保険給付費、保険料基準額が自然推計よりも抑えられることを目指します。